

市内の事業者を応援!!

問合せ・相談 市役所商工労政観光課商工労政係 ☎ 32-1841

2年延長されました!

中小企業者設備投資支援

労働生産性の向上を図ることを目的に設備投資を行なう中小企業者を支援します。

① 税制支援

2023年3月31日までに設備を導入した日から3年間、赤平市では対象設備の固定資産税がゼロになります。

② 金融支援

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会の信用保証のうち、普通保険などとは別枠で追加保証されます。

③ 国の企業向け補助金優先採択

優先して採択が受けられます。
 ◎ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
 ◎小規模事業者持続化補助金
 ◎戦略的基盤技術高度化支援事業
 ◎サービス等生産性向上IT導入支援事業



【対象者】

■ 市内中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項)であること
 ※みなし大企業を除く

■ 「先端設備等導入計画」(年率3%以上の労働生産性向上計画)について、市の認定を受けている中小企業者

【対象設備】

(最低取得価格/販売開始時期)

◎ 機械装置

(160万円以上/10年以内)

◎ 測定工具および検査工具

(30万円以上/5年以内)

◎ 器具備品

(30万円以上/6年以内)

◎ 建物附属設備

(60万円以上/14年以内)

※償却資産として課税されるもの
 ※生産、販売活動などに直接供されるもので、中古資産でないこと

赤平市企業振興促進事業

赤平市における企業振興のため、市内に工場や特定施設を新設、増設または機械などを更新する事業に課税の免除および助成を行ない、経済の発展と雇用拡大を図ります。

【対象の事業所】

● 工場：物の製造、加工または修理を行なうための施設

● 特定施設：製品などの開発を行なう試験研究施設、ソフトウェアハウス、農林水産関連施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、宿泊施設、観光施設

【課税免除および助成措置対象など】

赤平市内に立地する工場があつて、新設または増設の投資額が1,500万円以上で、これに伴って新規雇用者が3名以上であること。

※ただし、機械および装置・工具などの更新事業に限り、新規雇用者が1名以上であること。

【課税免除】

固定資産税を5年間全額免除

【投資額に対する助成】

新設・増設・更新にかかる投資額の10%に相当する額

※交付は1回限り(5,000万円が限度)

【雇用に対する助成】

新設・増設・更新にかかる雇用者(市内居住者に限る)1人に対し50万円

※交付は1回限り(5,000万円が限度)

【用地取得に対する助成】

新設・増設するとき、市内用地の取得にかかった費用の30%に相当する額

※交付は1回限り



申請はお済みですか？

新型コロナウイルス 感染症対策飲食業等 継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受けている飲食店などを対象に、事業継続のために支援を行います。

【支援額】

1店舗20万円

※店舗ごとに支給（2店舗が限度）

【対象業種】

- ◎ 宿泊業
- ◎ 飲食サービス業
- ◎ 飲食料品卸売業
- ◎ 飲食料品小売業

※申請要件、申請手続きについては市ホームページまたは広報あかびら4月号をご確認ください。

【申請期限】

5月19日(水)



融資・助成制度

店舗整備魅力向上 事業助成金

店舗の新築・改装または空き店舗の改装をしようとする事業者を支援します。

【対象者】

従業員が10人未満の個人または法人の事業者

※空き店舗改装に対する助成を受ける場合は、市に空き店舗情報として登録していただくことが条件となります。

【対象経費】

次の区分に要する10万円以上の経費が対象となります。

- 店舗新築
- 店舗外観の改装
- 店舗内装の改装
- ※一部備品も可

【助成金額】

いずれも対象経費の2分の1以内で、次の金額まで助成します。

- 新築 200万円まで
- 外観の改装 50万円まで
- 内装の改装 50万円まで

起業支援事業補助金

【対象者】

市内に事業所を設置し、通年で営業する事業を起業する方（中小企業者、中小企業団体）

【補助対象】

- ◎ 事業所などの建築費（増改築含む）
- ◎ 設備および備品の購入費
- ◎ 広告宣伝費
- ◎ 事業用車両の購入費

【補助金額】

対象経費の2分の1以内で300万円まで

チャレンジ・アレンジ

産業振興奨励事業 補助金

新製品開発をしようとする企業・団体を支援します。

【対象者】

中小企業者または規約が定められている任意団体など

【助成額】

新製品開発に要する経費の3分の2以内で100万円まで
※複数年事業は3年以内で各年50万円が限度

中小企業融資事業

【対象者】

市内に独立した事業所（店舗）を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者で、市税などの滞納がないこと

【融資内容】

短期運転資金

融資額 1,000万円

返済期限 1年以内

融資利率

0.2%＋長期プライムレート

長期運転資金

融資額 1,000万円

返済期限 7年以内

融資利率

0.3%＋長期プライムレート

設備資金

融資額 3,000万円

返済期限 10年以内

融資利率

0.5%＋長期プライムレート

【保証料の補給】

当該融資につき保証協会の信用保証料の全額を補給（短期運転資金を除く）

【利子補給額】

融資利率の2分の1を補給
※1%を限度とし、最初の5年間のみ